

# 評議員選任に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第11条の規定に基づき、評議員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(候補者の推薦方法)

第2条 評議員候補者は、次の各号のいずれかに該当する者を推薦することができる。

- (1) 競技種目に精通し、高い見識を有する者
- (2) 地域スポーツの活動に精通し、高い見識を有する者
- (3) 学校体育に精通し、高い見識を有する者
- (4) ジュニア育成に精通し、高い見識を有する者
- (5) 選手の健康維持・管理に精通し、高い見識を有する者
- (6) 企業スポーツに精通し、実際の競技団体を所有している者
- (7) 関連団体等の関係者で、高い見識を有する者
- (8) スポーツ活動をはじめ、広範な学識を有する者

2 本会の加盟団体は、評議員候補者を1名推薦することができる。

3 評議員会は、本会の加盟団体が推薦した評議員候補者を取りまとめて、評議員選定委員会に推薦しなければならない。

4 本会の会長は、評議員候補者を推薦することができる。

5 会長を除く、理事又は監事は、評議員候補者を1名推薦することができる。

6 理事会は、本会の会長及び理事並びに監事が推薦した評議員候補者を取りまとめて、評議員選定委員会に推薦しなければならない。

(提出書類)

第3条 評議員候補者を推薦する場合は、本会所定の推薦調書に必要事項を記載し、指定された期日までに提出しなければならない。

(改 廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成23年6月6日から施行する。
- 2 この規則は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この規則は、平成29年3月27日から施行する。
- 4 この規則は、平成31年4月1日（名称変更）から施行する。